

六 払 込 金 額	五 発 行 額	四 発 行 方 法	三 用 振 替 法 の 適	二 の 法 律 及 び そ	一 の 名 称 及 び 記	○財務省告示第五百五十九号 省令第三十号（第四号） 成十五年八月二十日発行する利付国債の発行情形等 件等を次のとおり告示する。 平成十五年八月十九日 財務大臣 塩川 正十郎
一兆九千二百七十八億五千万円	額面金額一兆九千億円	国債の募集に組織され及び引受け の間に国債の募集の取扱い及び の間に国債の募集の取扱い及び 引受けに関する契約を締結する	成振替法という。その振替 成振替法という。その振替 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下	条第一項及び国債整理基金特別 会計法（明治三十九年法律第六 号）第五條第一項	利付国庫債券（十年）（第二 百五十二回）	昭和五十七年大蔵 省令第三十号（第四号） 成十五年八月二十日発行する利付国債の発行情形等 件等を次のとおり告示する。 平成十五年八月十九日 財務大臣 塩川 正十郎
九千二百七十八億五千万円	額面金額九千二百七十八億五千万円	国債の募集に組織され及び引受け の間に国債の募集の取扱い及び の間に国債の募集の取扱い及び 引受けに関する契約を締結する	成振替法という。その振替 成振替法という。その振替 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下	条第一項及び国債整理基金特別 会計法（明治三十九年法律第六 号）第五條第一項	利付国庫債券（十年）（第二 百五十二回）	昭和五十七年大蔵 省令第三十号（第四号） 成十五年八月二十日発行する利付国債の発行情形等 件等を次のとおり告示する。 平成十五年八月十九日 財務大臣 塩川 正十郎
九千二百七十八億五千万円	額面金額九千二百七十八億五千万円	国債の募集に組織され及び引受け の間に国債の募集の取扱い及び の間に国債の募集の取扱い及び 引受けに関する契約を締結する	成振替法という。その振替 成振替法という。その振替 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下	条第一項及び国債整理基金特別 会計法（明治三十九年法律第六 号）第五條第一項	利付国庫債券（十年）（第二 百五十二回）	昭和五十七年大蔵 省令第三十号（第四号） 成十五年八月二十日発行する利付国債の発行情形等 件等を次のとおり告示する。 平成十五年八月十九日 財務大臣 塩川 正十郎

七 最低額面金
八 振替単位

九 発行日
十 募集価格
十一 利率
十二 経過利子の払込み

十三 初期利子

五万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十五年八月二十日
額面金額百円につき百円十五銭
年一〇パーセント
額に加えて次の算式により算出された金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0 - 61}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合)は、前記(一)の算式により算出た金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。平成十五年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとき

は、その翌営業日に支払う（以下、
規定する期日及び第十五号において
同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二期 以後の利子	毎年六月二十日及び十二月二十日
十五	償還期限	い、を、支、払、し、各、支、払、期、に、お、す、る、利、子、を、支、払、う、。
十六	償還金額	平成二十五年六月二十日
十七	元利支	日本銀行
十八	募集期間	平成十五年八月七日から平成十五年八月四日まで
十九	払込期日	平成十五年八月二十日